

令和7年度 保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりが納めます。

1 後期高齢者医療保険料額の算定方法

その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割額）」と、被保険者の方に「等しくご負担いただく部分（均等割額）」との合計額になります。所得割額の算定に必要な所得割率と均等割額は、健全な制度運営を行えるよう、本広域連合が設定しています。

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{後期高齢者医療保険料 (上限額80万円)}$$

2 所得割額の算定

$$\text{被保険者本人の賦課のものとなる所得金額} \times \text{(所得割率) } 11.52\% = \text{所得割額}$$

※1 賦課のものとなる所得金額を算出する方法は次のとおりとなります。

$$\text{前年所得}<\text{令和6年中}> - \text{控除} = \text{賦課のものとなる所得金額}$$

基礎控除 43万円※2

※2 合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。

○ 給与や年金の場合、控除される額（給与所得控除・公的年金等控除）が収入に応じて決まっています。

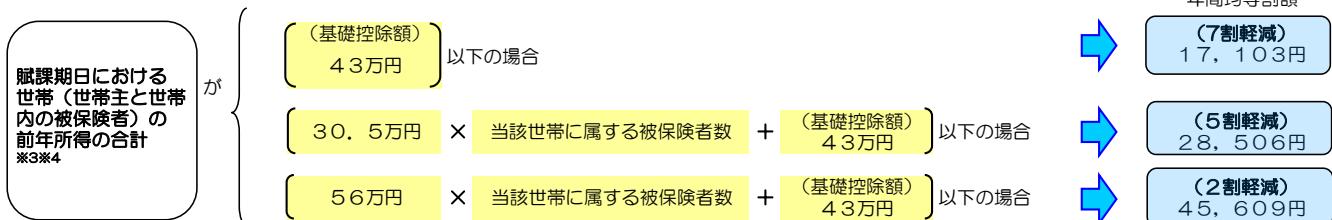
後期高齢者医療制度の被保険者になる日の前日に被用者保険※の被扶養者であった方については、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。なお、均等割額の軽減は資格取得後2年を経過する月までの間に限られます。
ただし、世帯の令和6年中所得の合計が43万円以下の場合は、7割軽減の対象となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合保険などを指します。国民健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

3 均等割額の算定

$$\text{均等割額} = 57,012円$$

- ただし、次に該当する場合は均等割額が7割、5割、2割軽減されます。



※3 この場合の前年所得には基礎控除はありませんが、65歳以上で公的年金等所得がある方は15万円を上限として控除があります。（高齢者特別控除）

※4 被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合は、

「10万円 × (年金または給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

なお、以下のいずれかの条件を満たす方を、年金または給与所得者の数としてカウントします。

- 給与専従者収入額を減算後の給与収入額が55万円を超える
- 令和7年1月1日に65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える
- 令和7年1月1日に65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える

（例）令和7年1月1日現在65歳以上の被保険者1人世帯で、収入が公的年金（168万円）のみの場合

$$\text{公的年金等収入額 } 168万円 - \text{ (公的年金等控除額) } 110万円 - \text{ (高齢者特別控除額) } 15万円 = \text{ 軽減判定所得 } 43万円$$

この場合、均等割額が7割軽減されます。